

国・府の市町村合併に関する支援策

● 大阪府の支援策 —地域版支援計画で新市に支援—

大阪府は、「大阪府市町村合併支援プラン」により、自主的な市町村合併に対し積極的な支援を行うこととしています。

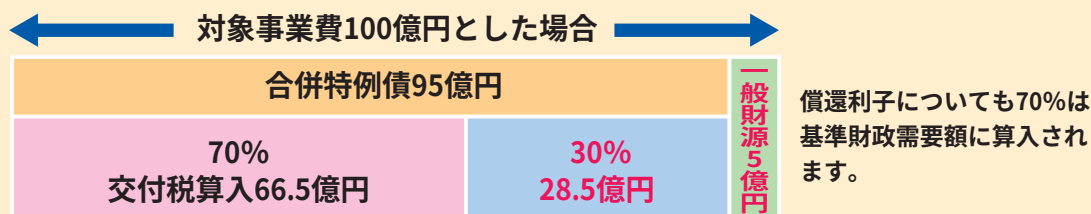
堺市及び美原町地域は、平成15年4月22日、同プランに基づく支援の対象となる「合併重点支援地域」に指定されました。この指定により、今年度中に大阪府が策定予定の「地域版支援計画」に基づき、府事業の重点的な実施や、新市が行う事業に対する支援が行われることになります。

● 国の支援策 —合併後のまちづくりを手厚い財政措置で支援—

合併特例法の期限(平成17年3月31日)までに合併した場合には、「市町村合併支援プラン」により、さまざまな支援が受けられます。主なものは次のとおりです。

○合併特例債

合併年度とこれに続く10か年度は次の事業等のために合併特例債を発行することが認められます。この合併特例債は事業費の95%にあてることができ、その元利償還金の70%は後年度の普通交付税の基準財政需要額に算入されます。



例えば、100億円の対象事業を行う場合、図のように一般財源5億円と交付税算入されない28.5億円の負担で実施できます。

《合併特例債の対象事業》

合併協議会が作成する「市町村建設計画」に基づいて行う

- ①一体性の速やかな確立や均衡ある発展など、新市のまちづくりのための建設事業
- ②地域住民の一体感の醸成や地域振興等のために設けられる基金造成事業

※ 総務省の試算によると、堺市と美原町が合併した場合の合併特例債対象事業費は上記の①で263億円、②で40億円、合計303億円が上限となります。

地方交付税

地方交付税とは、すべての都道府県や市町村が、適切な水準で自主的に行政サービスを行うために必要な経費について、国が交付するものです。

普通交付税の計算

普通交付税は、毎年度、都道府県や市町村ごとに、その団体が必要とする一般財源（基準財政需要額）とその団体が集める地方税などの見込額（基準財政収入額）とを計算し、基準財政需要額が基準財政収入額を超える額（財源不足額）に応じて交付されます。

これを算式で表すと、下記の算式になります。

必要な一般財源(基準財政需要額)－税金などの見込(基準財政収入額)＝財源不足額(普通交付税交付基準額)